

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	19
許認可等の種類	医療法人の合併認可			
根拠法令条例等・条項	医療法第58条の2、第59条の2			
許認可等の概要	医療法人の合併認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 第58条の2 社団法人たる医療法人は、吸収合併契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。 2 財団法人たる医療法人は、寄附行為に吸収合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収合併をすることができる。 3 財団法人たる医療法人は、吸収合併契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。 4 吸収合併は、都道府県知事(吸収合併存続医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。 5 第55条第7項の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>第59条の2 第58条の2から第58条の4までの規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第58条の2第1項及び第3項中「吸収合併契約」とあるのは「新設合併契約」と、同条第4項中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人」と読み替えるものとする。</p> <p>医療法施行規則第35条の2 法第58条の2第4項の規定により吸収合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一 理由書 二 法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類 三 吸収合併契約書の写し 四 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為 五 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人(法第58条に規定する吸収合併消滅医療法人をいう。次号において同じ。)の定款又は寄附行為 六 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表 七 吸収合併存続医療法人に係る第31条第7号、第10号及び第11号に掲げる書類(この場合において、同条第7号中「設立後」とあるのは「吸収合併後」と、第10号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。)</p> <p>2 吸収合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第4号の吸収合併存続医療法人の定款において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第44条第5項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。</p> <p>第35条の5 第35条の2及び第35条の3の規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第35条の2第1項中「第58条の2第4項」とあるのは「第59条の2において読み替えて準用する法第58条の2第4項」と、同項第2号中「第58条の2第1項」とあるのは「第59条の2において読み替えて準用する法第58条の2第1項」と、同項第3号中「吸収合併契約書」とあるのは「新設合併契約書」と、同項第4号中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人(法第59条第2号に規定する新設合併設立医療法人をいう。第7号及び次項において同じ。)」と、同項第5号中「吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人(法第58条に規定する吸収合併消滅医療法人」とあるのは「新設合併消滅医療法人(法第59条第1号に規定する新設合併消滅医療法人」と、同項第6号中「吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人」とあるのは「新設合併消滅医療法人」と、同項第7号及び同条第2項中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人」と、第35条の3中「第58条の3第2項」とあるのは「第59条の2において読み替えて準用する法第58条の3第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和25年8月2日厚生省発医第98号厚生事務次官通知) 医療法人の合併及び分割について(平成28年3月25日医政発0325第5号厚生労働省医政局長通知)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日			
期間の制定根拠	—			